

## 2009年度大学入試センター試験 解説〈政治経済〉

### 第1問 南北問題と国際機関 (配点 24)

問1  正解は④。

基礎的な問題。南北問題は、後発国の中で経済発展を遂げた地域、N I E SやA S E A N、さらにB R I C sなどと時代の変遷を経てきたが、いまだに経済発展から取り残され、テイクオフ（経済発展への離陸）をしていない諸国との格差が問題になっている。乳幼児死亡率は医療・衛生条件のレベルをあらわし、貧困率を示す指標としてよく使用される。そのほか、カロリー摂取量・総合就学率・成人識字率などが、生活水準をはかる基準として使われる。

韓国・ブラジル・インドの3カ国では、明らかに韓国が先進国であることは常識的に理解できる。インドとブラジルと比較すれば、膨大な人口と貧困層を抱えた格差社会であるインドが、乳幼児死亡率が高いのは簡単に推測できるであろう。

問2  正解は③。

基礎的な問題。発展途上国の現状は、南南問題として新たな問題として残る。経済発展の軌道に乗りテイクオフした集団がN I E Sである。N I E Sとは、アジアN I E Sとメキシコ・ブラジル・アルゼンチンなどの中南米の新興工業地域の諸国をいう。これに対して、経済発展から取り残された諸国が、50カ国と世界の4分の1（2005年）を占めて、25カ国（1971年）より近年むしろ増加している。

- ③ N I E Sは新興工業地域のことで、L D C（低開発国）、L L D C（後発開発途上国）は、国連が所得水準の低さ・人的資源の乏しさ・経済的脆弱性などの基準により定めたものである。
- ① 先進国の人口増加率は日本を初め、ヨーロッパ諸国でも概ね増加率は低い。これに対して発展途上国は出生率が極めて高い。それは、乳幼児死亡率が高いのも影響しているが、子供を労働力としてみて、子供が多ければ多いほど家庭は豊かになると考えるようである。これに対して先進国では教育費や子育てに多額な費用がかかり、また子育て以外の生活目標を求めるなど多様な要素があるといわれる。
- ② 国家の経済力をあらわす指標であるG D Pについては、世界人口60億人中のわずか15%の先進国の人々が、世界のG N Pの8割を享受し、反対に世界人口の4割を占める低所得国の人々はわずか3%のG N Pを得ているにすぎないのである（中所得国家が約2割）。最高G N Pの国家と最低の国家では300倍の1人当たりG N Pの格差がある。（1999年世界銀行）

- ④ N I E S 諸国やB R I C s 諸国のように経済発展せずに、いまだに貧困にあえいでいる格差を表現して南南問題とよんでいる。

問3  正解は①。

基礎的な問題。マルクスの弁証法的唯物論は、資本主義体制の発展的解消により社会主義への移行を予測する説で、資本主義を否定するものである。

これに対してケインズは、資本主義経済の致命的弱点である経済循環（不況）も、経済政策（特に財政政策）により補正すれば克服できるとする修正資本主義を主張した。

リストは前二者と少し違い、資本主義経済体制についての批判には特に言及してはいないが、リカード流の自由貿易主義は先進国の立場であり、後発国の発展を阻害するものであるとし、経済発展するまでの保護貿易政策を主張する説である。我が国もかつては、リスト流の保護貿易により国内産業を強化し高度成長を遂げ、先進国になった後にはリカード流の自由貿易により国を富ませてきた。経済学説史の基礎的な知識で解答できる問題である。

問4  正解は②。

基礎的な問題。国際連合（国連）について、テーマの南北問題とは離れた設問になっており、安保理の機能を問うている。

- ② 「平和のための結集決議」に基づいて開かれる緊急特別総会は、あくまでも安保理が常任理事国の拒否権で機能しなくなった事態に対処するための補充的役割を果たすのみで、安保理会の上に立つものではない。
- ① 安全保障理事会においては、実質事項については常任理事国の拒否権が認められるが、手続事項については拒否権は認められていない。
- ③ 国連憲章第25条によると、国連加盟国は、安保理の決定を受諾し履行する義務を負うとある。
- ④ 国連憲章第39条によると、侵略行為を決定し平和のための勧告をし、第41条にある加盟国の兵力の使用を伴わない措置を要請できるとある。

問5  正解は④。

基礎的な問題。先進諸国に対抗する国際秩序の変革とは、A A 諸国の動きか資源ナショナリズムが浮かんでくる。

- ④ 1974年国連資源特別総会で「新国際経済秩序（N I E O）樹立に関する宣言」が採択された。それは第1次オイルショック（1973年）をきっかけに、南側諸国の資源保有国が自国の資源の恒久主権を確立する「資源ナショナリズム」の延長線上のものであった。

- ① サンフランシスコ平和条約（1951年）は、第二次世界大戦後、占領統治下に置かれた日本の独立を認めた条約である。
- ② この内容はN I E Oの内容で、「資源ナショナリズム」の大きな動きであった。トルーマン・ドクトリンは、戦後、アメリカ大統領トルーマンが、ソ連共産勢力の「封じ込め政策」をとり、東西冷戦の時代に突入した政策である。
- ③ 民族自決権と植民地独立は関連するが、世界人権宣言は世界平和のためには人権保障が基礎であるという認識から、1948年国連総会で採択されたものであり、A A諸国の植民地独立より以前のもの。それは歴史上の人権宣言の集大成するものであったが、条約のような法的拘束力を持たないため国際人権規約（1966年）へと発展する。その際に人民の自決権、天然の富および資源の享有なども含まれるようになった。

問6  正解は③。

- 基礎的な問題。東西冷戦期は、西側がアメリカを中心とした軍事同盟（N A T Oなど）や戦後経済復興支援（マーシャルプランなど）で、東側はワルシャワ条約機構とコメコンという対抗措置をとった。この東西冷戦に第3勢力として、アジアアフリカ諸国（A A諸国、非同盟諸国）が米ソ二極構造を変化させた。中国・インド・エジプト・ユーゴスラビアなどの首脳が主導した。
- ③ 東西冷戦の長い期間には、冷戦成立期、緊張緩和（デタント）期、新冷戦期、冷戦終結期と区分される。ここではマーシャル・プランを知っているだけで正解を得られる。マーシャル・プランは、アメリカの国务長官マーシャルが発表した、欧州の経済復興と欧州への共産勢力の浸透を防ぐための「欧州復興計画」のことであり国連ではない。
  - ① 中南米諸国も含めたA A諸国は非同盟（東西両陣営のいずれとも軍事同盟を結ばない）で中立政策を標榜した。
  - ② N A T Oや西ドイツの再軍備に対抗して、ソ連を中心に8カ国で結成。1968年アルバニアが脱退し、1991年冷戦終結を背景に解体した。
  - ④ 冷戦時代の緊張緩和（デタント）期は、1962年のキューバ危機もあって、P T B T（部分的核実験停止条約1963年）、N P T（核拡散防止条約1968年）、S A L T I（戦略兵器制限交渉1970年）と対立を緩和させる取り決めが行われ、S A L T II、I N F（中距離核戦力）全廃条約、S T A R T（戦略兵器削減条約）が続く。

問7  正解は②。

基礎的な問題。1950年国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）の設立が総会で決議され、難民条約は1951年に国連特別総会で承認・採択された。

- ② 難民条約は1951年に国連特別総会で採択された。冷戦終結（1991年）後に採択されたのではないので誤り。
- ① 日本は1982年に難民条約に加入した。
- ③ 難民条約は、基本的な人権を声明の安全と人権を守るために本国への強制送還なども禁じている。
- ④ U N H C R（国連難民高等弁務官事務所）は人道的な立場から難民の権利を守り、食糧・医療・住居などの援助を行うことをその任務としている。1990年から2000年まで緒方貞子が国連総会で選出され、その任に就いていた。

問8  正解は①。

基礎的な問題。国際機関が南北問題に関わってきた設問であるが、U N C T A Dは発展途上国の集まりであるから、先進国に対して特惠関税を要求していたことも推定できる。かりに、それを知らなくても、他の選択肢の消去により正解に至ることができる。

- ① G A T T（現在W T O）は自由貿易を推進してきたが、U N C T A Dからの一般特惠関税（発展途上国輸出品への関税引下げ）の要求を受け、東京ラウンド（1973～79年）で決定している。
- ② O E C Dは、加盟国の経済成長と途上国への開発経済援助、貿易の拡大などをはかり、現在30カ国。金持ちクラブ、先進国クラブともいわれていたが東欧諸国やメキシコ・韓国なども加盟し、変化しつつある。
- ③ かつて自由貿易を振興するために設立された、G A T T（関税および貿易に関する一般協定）が、1995年、改組されてW T Oになりその機能が補強され強化された。
- ④ U N I C E Fは、戦後、児童を救うための臨時機関として1946年に国連に設置されたが、1953年の総会決議にて常設化された。発展途上国の児童のために医療や食糧の援助をすると同時に、天災・戦災地域の母子に対して緊急援助も行っている。

問9  正解は④。

基礎的な問題。O D Aは、グラント・エレメント（贈与および贈与相当分）が25%以上のものをさす。具体的には、発展途上国への贈与・低利融資、国際機関への資金拠出などである。O D Aの3つの手法、無償贈与・技術協力・円借款を新J I C Aに一元化した。日本は円借款の比率が高い（贈与比率が低い）といわれる。援助総額ではD A C（O E C Dの中心的下部組織）加盟国は、G N P比0.7%以上にする（1970

年)と決議されたが、達成している国家は少数。日本は0.2%程度にすぎない。総額では、2001年まで10年間、世界1位であったがアメリカに抜かれ、その後イギリス、ドイツ、フランスにも抜かれて、2007年には第5位におちている。さらに、地域別には2006年よりアジア中心への援助が、アフリカ中心に変化したことも注意すべき。

- ④ 国連の目標0.7%をクリアーしている国は、北部ヨーロッパの数カ国のみで、日本0.17%、アメリカ0.16%（2007年）で、目標を大きく下回っている。しかし、ODA金額で見るとアメリカ1位、日本5位である。
- ① 技術援助はODAの3本柱、無償贈与・技術協力・円借款の1つである。
- ② 円借款は日本のODAの支柱である。円借款だと途上国は為替手数料を考えて日本から製品を買うことになり日本の利益になる。贈与比率が低くひも付き援助が多いと批判されていたが、比率は低下している。
- ③ 中南米地域への比率は低く、アジア諸国とくに東アジア諸国への援助を中心にしてきた。しかし2006年からアフリカ中心に変化している。

問10 10 正解は②。

基礎的な問題。地球環境問題では、国連人間環境会議（1972年）がストックホルムで開かれた。スローガンは「かけがえのない地球」で、「人間環境宣言」が採択された。また国連環境開発会議（1992年）「地球サミット」がリオデジャネイロで開かれた。スローガンは「持続可能な開発」で、「リオ宣言」、「アジェンダ21」などが採択された。2つの会議を正確に把握しているかの問題である。

- ② UNEP（国連環境計画）は、国連人間環境会議の「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として1972年国連総会で創設が決定された。
- ① 温室効果ガスの削減目標値が決められたのは、京都議定書である（1997年）。
- ③ モントリオール議定書（1987年）は正しいが、「地球サミット」（1992年）ではなく、UNEP会議で採択された。
- ④ 温室効果ガスの排出権取引は、クリーン開発メカニズムや共同実施、森林吸収分とともに「京都メカニズム」とよばれている。

第2問、情報化社会における人権とその立法 (配点 19)

問1 11 正解は②。

基礎的な問題。表現の自由についての設問。基本的人権の自由権の中でも、精神の自由に関する設問。精神の自由の中には、思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由があり、通信の秘密や表現の自由も含まれる。内心の自由が権利として絶対的に優越するが、それに次いで、表現の自由の優越性が認められ、自己実現や民主政治を支える社会的価値の側面から重要性は高い。

- ② 報道の自由は表現の自由の中でも重要なものである。
- ① 表現の自由には、マスコミの取材の自由・報道の自由、芸術活動、演説、集会、結社、集団行動などがある。演奏は当然含まれる。
- ③ 再発行であるかどうかに関わりなく、出版物の検閲は禁止されている。
- ④ 通信の秘密には、はがき、手紙、電信・電話などが含まれる。

問2 12 正解は②。

民主政治は、国民投票や選挙・国民審査などの制度によって保たれている。基礎的な設問。

- ② 近代選挙の5原則、普通・平等・秘密・直接・自由である。秘密選挙は投票で不利益を受けないよう投票内容を秘密にして自由な投票を守るものである。
- ① 国民投票で過半数の賛成である。3分の2は誤り。
- ③ 最高裁判所の裁判官の国民審査は、衆議院議員総選挙の際に行われる。
- ④ 憲法に内閣総理大臣の資格・指名・任命および罷免が明記されている。首相の直接公選のためには憲法改正が必要となる。

問3 13 正解は④。

インターネットの登場による情報化社会の用語の意味を問う設問。マスコミにもよく出てくる語であり、基礎的水準である。

- ④ eコマースは、インターネットなどを利用して商品取引をする電子商取引のことである。
- ① ユビキタスとは、「いつでもどこでも、同時にいたるところに存在する」というラテン語が語源。で、あらゆるものにコンピュータが組み込まれ、相互に関連したネットワーク環境をいう。ここでの内容は、情報格差（デジタルデバイド）である。
- ② e-japan構想は、外国政府との折衝の迅速化をはかるのもではなく、世界最先端のIT国家となることを目指すもの。
- ③ コーポレート・ガバナンスとは、企業統治といわれ、企業の内部牽制の仕組みや不正行為を防止する機能のことで、不正アクセスの防止は誤り。

問4 14 正解は④。

基礎的な問題。プライバシーの権利に類似して、知る権利とアクセス権は新しい人権として確立している。内容も関連性がありよく理解しておかないと混乱する人権である。

- A アクセス権とは、マスメディアに接近する権利のこと。マスメディアに接近し、意見広告や反論記事の掲載、討論などの紙面・番組への参加を要求する権利である。イの内容である。知る権利が受動的であるのに対し能動的な権利である。
- B 知る権利は、積極的に行政機関などの公の情報提供または公開を求め、入手することが出来る権利。
- C プライバシー権は、当初は「一人で放っておいてもらう権利」であったが、「自己情報をコントロールする権利」と理解されるようになってきている。アの内容が該当する。

問5 15 正解は①。

裁判による人権の救済についての設問で、基礎的な問題である。

- ① 刑事被告人には弁護人依頼権があり、もし被告人が自らこれを依頼することが出来ないときは、国がこれを附する、と規定され、国選弁護人を依頼することも出来る。
- ② 陪審制は日本でも1923年陪審法で1928年から刑事の審理陪審制が採用されたが、1943年に停止した。
- ③ 死刑判決を受けた人が再審で無罪とされた事件は、免田・財田川・松山・島田の4事件がある。
- ④ 国が被告人となる裁判は禁止されていない。国家賠償請求権や刑事補償請求権などは国が被告人となって裁判が行われるのである。

問6 16 正解は④。

基礎的な問題。国会の議員に認められている憲法上の地位についての基本的問題。

- ④ 議員の除名は弾劾裁判ではなく、議院規則に従って議院の本会議において出席議員の2/3以上の多数の賛成による議決が必要である。弾劾裁判は裁判官を国会が裁く裁判である。
- ① 会期中の不逮捕特権は、議員の発言を封じる危険をから守るためのもの。現行犯や議院が認可した場合は例外。
- ② 議院内での発言に対し、議院外での責任を問われなくとする免責特権がある。
- ③ 歳費の支給を受ける歳費特権がある。

問7 17 正解は③。

法律の制定に関連して、憲法上定められている手続きについて国務大臣の議会への出席は盲点かもしれない。

- ① 国務大臣の過半数は、国会議員から選出する規定があるが、国務大臣であれば出席できる。
- ② 国務大臣は両議院での議席の有無に関わらず、出席し発言できる。
- ③ 衆議院の再可決は2/3の多数で出来るから正解。
- ④ 60日以内に議決しない場合は、否決とみなし再可決の手続きが必要。

### 第3問 地方自治と民主主義 (配点 19)

問1 18 正解は①。

基礎問題。参政権は政治に参加する選挙権・被選挙権として規定されているが、参政権の基礎的知識を問う問題。在日外国人の参政権も常識的判断で正解できるであろう。

- ① 地方自治体の長（知事・市町村長）は、住民の直接選挙によるため、大統領制的要素を持ち強い権限を有するとされている。
- ② 永住資格を持つ在日外国人の選挙権は、地方参政権について最高裁は「在日外国人に選挙権を付与する立法措置は憲法違反ではない」1995年の判例を出しているが、国政に対する関与は民族主権が世界の趨勢となっている下では選挙権を認めることは適切ではないとしている。
- ③ 参議院議員の被選挙権は、成年（20歳）ではなく、30歳である。衆議院は25歳が被選挙権者の資格である。20歳は選挙権であるので誤り。
- ④ 国民投票の規定は日本国憲法の改正のみの規定となっている。条約批准に国民投票を要求する規定はないので誤り。

問2 19 正解は③。

選挙について、日本の制度の現状を問うが、④の小選挙区制間の一票の格差は盲点である。

- ③ かつて衆議院議員選挙では中選挙区制が長年採用されていたが、同一選挙区から同じ党の候補者が競い合い、派閥や金権選挙の原因になるとして、1994年に現行の制度に改正が行われた。
- ① 戸別訪問・飲食物提供・署名運動・連呼行為などは禁止されている。
- ② 重複立候補が認められているのは衆議院議員選挙のみで、参議院、地方選挙では禁止されている。

- ④ 小選挙区制での人口格差は、最初の区割りの段階からすでに2倍を越えていた。これは区割りが下手なのではなく、定数を一律に1とするという小選挙区制の硬直性から、必然的・原理的に生じた矛盾である。

問3 20 正解は①。

基礎的な問題。地方自治は、日本国憲法成立時に大きな柱として意識されたものだが、我が国への定着はなかなか進まず、行政改革や三位一体の改革などの改革がされようとしている。

- ① 憲法第92条に地方自治の本旨（趣旨・中心となる意味）が記され、それは団体自治と住民自治との原則からなり、団体自治は国から独立した団体であること、住民自治はその団体を住民自らが支える住民参加をあらわすとされている。
- ② 地方自治は日本国憲法にてはじめて明記されたもので、帝国憲法には地方自治の考えはなく、道府県知事は内務省から任命され派遣された、中央直結のひも付き官吏であった。
- ③ この内容は住民自治の内容である。
- ④ 3割自治は地方財政の地方税などの自主財源が3割しかなく、地方交付税交付金や国庫支出金、などの国家財政への依存が強いことを表現した言葉である。

問4 21 正解は①。

基礎的な問題。住民投票を地方自治に反映させる動きは盛んになっており、各地で住民投票は行われているが法的拘束力がなく、また国家レベルの懸案を一地方が決める批判もある。

- ① 住民投票は、河川の可動堰や原発・産業処理施設・米軍ヘリポート基地などの建設の賛否に行われており禁止されてはいない。
- ② 地方議会議員の解職請求は、議会の解散請求は署名1/3以上（人口40万人超は、超過分の1/6を加える）によって行われ、住民投票の過半数の賛成で解散・失職が決定する。
- ③ 特別法は憲法第95条に記されている。たとえば広島平和都市建設法（昭和24年）、長崎国際文化都市建設法（昭和24年）、京都国際観光都市建設法（昭和25年）などがある。
- ④ 条例の自主制定によって行われる住民投票には、法的拘束力はないと解釈されている。

問5 22 正解は②。

基礎的な問題。「地方自治は民主主義の学校」というブライスの言葉は、②の住民が地域の政治に参加することによって、民主主義の担い手としての能力を養えることをさしている。他の選択肢は地方自治の能力を養成することと関係ない内容。

問6 23 正解は④。

基礎的な問題。政治権力に対する監視の弱まりが、政治的無関心層の増大で投票率の低下などにあらわれているが、マスメディアや世論の監視機能が問われている問題。常識的判断で正解を得られる。

- ④ 政治権力によってマスメディアが統制されることは、あってはならないことではあるが、統制に従ったことはしばしば見られる。
- ① 常識的に各社の世論調査の数値が違っていることは経験することである。
- ② マスメディアの世論形成にたいするオピニオンリーダーとして大きな役割を果たしていることも実感していることである。
- ③ 投票直前の世論調査がアナウンス効果を持ち、逆転劇を引き起こすことがあることは有名な事実である。

問7 24 正解は③。

基礎的な問題。自由な意見表明や異議申し立ての方法としてデモや陳情・請願の国の政治への影響を世論調査したもので、目新しい出題である。よくグラフを読み込めば極めて平易な問題である。

- ③ 「非常に大きな影響を及ぼしている」が14%から5%に半分以下になっている。
- ① 73年の40%から03年の60%に増えているだけで2倍にはなっていない。
- ② 93年以降は3割を切っている。
- ④ 73年、78年では「まったく影響を及ぼしていない」が「非常に大きく影響」を下回っている。

#### 第4問 景気変動と労働問題・社会保障問題 (配点 19)

問1 25 正解は⑥。

景気循環の基本的知識を問う問題で平易である。

- A 短期波動（キチンの波）は、在庫循環ともいうが、適正在庫と変動する現実の在庫量とのギャップなどから生じる。40カ月周期で不況になり、積み上がった在庫が整理されてから生産活動が回復するので、在庫水準は景気判断の先行指標でもある。
- B 中期波動（ジュグラーの波）は、主循環ともいわれ、設備投資により引き起こされる9～10年周期の波である。資本主義経済は、計画経済ではなく、競争市場で各企業の投資判断にて設備投資計画をするため、連鎖的反応による波動が生じる。
- C 長期波動（コンドラチェフの波）は、資本主義経済の長期的な50～60年周期の波動をいう。革新的な技術革新や新商品の開発、新市場の開拓、大規模な資源開発が原因といわれる。他の波動と比べて科学的論拠は乏しいといわれるが、18世紀末からの産

業革命（第1波）、1840～1890年代の鉄道建設（第2波）、1890年代以降の電気・化学・自動車（第3波）があるといわれている。

問2 26 正解は③。

基礎的な問題。雇用形態の多様化について、最近の労働環境の変化を問う問題。派遣労働や年俸制が導入されて、年功序列型賃金制と終身雇用制と企業別労働組合と3つが一体となった日本の雇用形態が崩れてきている。1990年代の長期不況を期に能力主義や年俸制が導入されてきており、労働環境は厳しくなっている。

- ③ ワークシェアリングとは、「仕事の分かち合い」で、一人当たりの労働時間を短縮して（賃金を下げて）でも雇用を確保する（失業者を減らす）ことが目的。フランス、ドイツ、オランダでは実績を上げている。
- ① 労働者派遣は、ハローワークが派遣するものではなく、派遣労働者が契約している派遣会社が派遣するものである。
- ② 年俸制とは、年間単位で個人の仕事実績、企業貢献度に基づき、社員個人への支払い総額を決めようとする制度で、毎年契約更改する。勤続年数によって賃金が上昇していく年功賃金制とは異なり、能力給・業績給ということができる。
- ④ 年功序列型賃金制は、勤続年数の長さに応じて賃金が上昇していく日本型賃金体系をいう。この内容は仕事給、職能給の内容で年功序列型ではない。

問3 27 正解は②。

基礎的な問題。中小企業の特質の基礎的知識を問う問題。中小企業とは資本金・従業員数で小規模な企業をいうが、雇用者の全従業者数の80%を占めるほどである。中には高い独自の技術力を持つ、ベンチャービジネス（VB）や地場産業などの、独自の地位を確保するものもあるが、大企業の下請けや小売・サービス業などの地域産業型が多い。それは、資本装備率（1人当たりの資本設備額）・生産性（1人当たり生産額）で大企業との大きな格差があり、二重構造といわれている。

- ② 中小企業基本法の政策目標は、旧法では二重構造による格差是正が政策目標でいわば「脱中小企業」を理念としていた。1999年の改正では、「基本法の理念」そのものが転換された。「多様で活力ある中小企業……」とし「経営基盤の強化」への支援を支柱としている。したがって、②の内容は旧法の内容で誤りである。
- ① 高い技術力で新たな市場を切り開く、ベンチャービジネス（VB）などがある。
- ③ 全従業者数は8割を占め、圧倒的に大企業従業員数を上回っている。
- ④ 中小企業の資本装備率は、大企業のそれを大きく下回っているため、生産性も低く、賃金も低くなっている。

問4 28 正解は①。

労働三権の基本的知識を問う平易な問題である。警察官・自衛官・刑務官・消防職員の労働三権がないこと。その他公務員（国家・地方・公営企業・特定独立行政法人）は、争議権はないことは常識である。③の公立高校教員は、民間企業労働者ではないので争議権は保障されていないが、団結権はある。

問5 29 正解は④。

基礎的な問題。金融の緩和策は不況期にとられるが、次のバブルを生む遠因にもなりうる。

- ④ 日本版ビッグバンは、イギリスの証券ビッグバンを模して橋本内閣が行った。内容は銀行・保険・証券の相互参入，金利・保険料の自由化，金融市場の対外開放などであった。
- ① 高度成長期には銀行などの間接金融の割合が高く，その後は株式・社債などの発行による直接金融に比重を移しつつあるので，内容が逆である。
- ② バブル崩壊後，銀行の経営の安定が問題視されて，B I S規制（自己資本比率）8%がいわれるようになったので廃止されたのではない。
- ③ 金保有とは無関係に銀行券を発行するのが管理通貨制度であり，現在の世界中で実施している制度。金の保有額に制約されるのは金本位制の時代で，1930年代に世界各国は離脱した。

問6 30 正解は①。

日本の社会保障制度の基本的な4本の柱組みの基礎知識を問う問題。

- ① 公的扶助は，生活保護ともよばれるもので，低利融資ではないので誤りである。
- ② 社会保険はふだん保険料を支払い，病気・失業・年金・介護など必要時に支給されるものをいう。
- ③ 社会福祉は，援助や保護を必要とする人が施設・サービスを楽しむものである。
- ④ 公衆衛生は，保健所などが行う生活環境の改善と健康増進をはかる活動をいう。

問7 31 正解は③。

世界各国の社会保障の歴史について，極めて基本的な知識を問う問題である。

- ① 社会保険制度を世界ではじめて実施したのは，1883年ドイツのビスマルクが制定した疾病保険法である。
- ② 「ゆりかごから墓場まで」は，イギリスのベバリッジ報告の内容である。
- ③ ニューディール政策の一環として制定された社会保障法（1935年）が社会保障という言葉のはじまりでもある。
- ④ 国民年金法は1959年成立した社会保険制度ではあるが，健康保険法が1922年に初の社会保険制度として成立している。

第5問 農業問題と内外価格差および消費者保護立法 (配点 19)

問1 32 正解は③。

基礎的な問題。日本の農業政策は、自由化と自給率の問題が課題である。農地法と農地の貸借、農業基本法と兼業化、さらに減反政策、米の輸入自由化などの問題が出された。ふだんの常識的知識で正解を得られるであろう。

- ③ 減反政策はコメの需給悪化から過剰在庫が累積したため1970年代に始まった。30年を経て強制的な減反政策は大きな曲がり角に来ている。
- ① 戦後の農地法は、小作農を増やしたが農地の賃貸は自由化されていない。農地法で細分化された農地は、所有権の移転や地目変換にも強い制限をかけており、また、強い小作権を意識するために賃貸も進まず、規模の拡大は達成できないでいる。
- ② 農業基本法は、農業生産性の引き上げと農家所得の増大を謳った法である。専業・大規模化による効率化をめざしたが、兼業農家の増加のために目的を果たせなかった。「兼業化の促進による…」が誤り。
- ④ 1999年度から関税化を実施したため、輸入割当品目ではなくなり、誰でも一定の関税を払えばコメを輸入できるようになった。

問2 33 正解は②。

基礎的な問題。高度経済成長期以降の産業構造の変化は、ペティ=クラークの法則(第1次産業から第2次、3次産業への移行)やホフマンの法則(工業化は軽工業から重工業への比重増大)が問われるが、常識的判断で解答できる。

- ② 石油危機をテコに、日本の技術力により、省資源・省エネルギー型の産業構造を達成した。加工組み立て産業とは資源・エネルギー多消費型の素材・資源型産業の対局で、素材または部品を海外から輸入して、国内で組み立てて付加価値を生み出す産業をいう。自動車・機械・電器・電子機器などがその例である。
- ① 重化学工業から軽工業への変化は逆であるが、重厚長大から軽薄短小(高付加価値商品で軽工業品ではない)やソフト化・サービス化への移行もある。
- ③ 労働集約的な生産方法への転換は、時代の逆行である。プラザ合意は、急激な円高を招いたため、日本は輸出依存型経済から内需主導型経済への産業構造の転換をはかった。さらに、輸出産業は生き残りのため海外への工場移転などを行い、国内産業の空洞化が起きた。
- ④ プラザ合意後の円高不況を切り抜けるため、低金利や金融緩和政策がとられたが、それがバブル経済を引き起こし株価上昇や地価の暴騰を引き起こした。しかし、第2次産業就業者が第3次産業就業者数を上回ったというのは誤り。

問3 34 正解は②。

やや難問。需要・供給曲線上での、農産物の政府による価格支持政策の効果を分析するめずらしい出題。しかし、需要・供給曲線の基本的理解をマスターしていれば、何とか正解できるであろう。価格の変動による需要と供給の数量の乖離を最終単位(Q1)の段階で見ると、政府の買い上げによる高価格のP1なら供給者は均衡点Q2からQ1まで増産するであろう。しかし、その供給量Q1の価格では大幅に需要量を減らし需要者はP1と需要曲線の交点まで買い控える。つまり、価格P1線上と需要曲線および供給曲線とP1交点間が需給ギャップになる。つまり生産過剰である。これを〈…買い上げた量と一致するような販売価格を設定…〉するとなると、均衡点を超えてP1とQ1との交点から、真下のP3と需要曲線の交点まで価格は下がる。つまり、政府はP1の価格でQ1の量を買上げたので数量は不変でそのままであれば価格はP3に下がるはずである。つまり、政府が介入して高価格で買い入れすれば供給は増えるが、需要はP1と需要曲線との交点まで減る。需給ギャップを埋めて均衡させるには、介入前の均衡点から、介入により増えた供給量との均衡点(P3Q1)への移動としてみなければならぬ。

結論として、価格はP1でQ1の量、均衡させるために政府がP1P3の負担ということになる。政府買い上げの価格がP1で、買い上げ量はQ1で固定させて、それと需要量と一致させて販売価格を設定するなら、価格は需要曲線との交点P3である。買い上げ価格がP1なら政府はP1P3の価格差を負担しなければならない。つまり、政府は、高価格買い上げによる供給増をもたらした価格下落分までも負担したことになる。

問4 35 正解は③。

基礎的な問題。内外価格差は、日常の対外価格の比較でお馴染みなのでそう難しくはないであろう。

まず、アの時点でのレートが1ドル=250円なので、A商品10ドルは(250円×10ドル)2,500円に当たる。Bは3,750円。

イの時点ではレートが1ドル=150円、A商品は150円×10ドルで1,500円、Bは2,250円である。国内価格2,000円との比較では③の商品Aが1,500円で国内価格2,000円より安いというのは誤りとなる。

問5 36 正解は①。

基礎的な問題。国土や環境の保全と農業の関係は、都市化現象の弊害や過疎地の荒廃などの点から重要視されている。

- ① 都市近郊の農地は、生活環境の保全に重要であり、過度の転用は避けなければならない。
- ② 肥料のリサイクルは、日本の伝統的な手法として見直されている。
- ③ 無農薬・有機栽培などは環境と健康にとって必須のものである。
- ④ 棚田や山間地水田の保全は、貯水機能や土壌保全のためにも重要である。

問6 37 正解は⑤。

「市場の失敗」を問う問題で、基礎的知識で正解を得られる。

- A 寡占状態では、市場での価格メカニズムによる需給の調整機能（資源の最適配分機能）は、完全競争状態を前提としており、競争の余りない状態では最適な資源配分機能が作用しない。つまり市場の失敗である。これには市場への新規参入を促進する政策をとる。
- B 外部不経済とは、市場の外側の領域つまり価格のつかない環境などは、もともと市場では扱えないものである。しかし、たとえば企業が生産活動をするのに、水や空気を汚し処理費用を負担しないで、すなわち市場を経ないで他の経済主体に悪影響を及ぼす場合、生産の制限をしないと外部不経済が生ずることになる。
- C 公共財とは、道路・橋・港湾・公園・学校など、社会的には必要なものでも、民間企業では供給しにくいものを政府が供給するものである。公共財の特徴は、他者の消費を排除できない（共同消費・消費の非排除性）などのため、フリーライダー（ただ乗り）問題が生じ、採算が合わないので市場の失敗が生じるのである。

問7 38 正解は④。

消費者の保護立法の基本的な内容を問う基礎的な問題であり、常識的判断で正解を得られる。

- ④ 消費者契約法（2001年）は、強引な勧誘や不当な内容の契約から消費者を保護するための法律。消費者と事業者間のすべての契約が対象になる。
- ① 特定商品取引法は、訪問販売、通信販売、など特殊な販売形態に対する消費者の不当な被害を防ぐ法律で、欠陥商品の無過失責任の内容はPL（製造物責任）法である。

- ② 新食糧法（1995年）は、食糧管理（食管）法を廃止しコメの政府管理をやめる内容。  
原材料名や賞味期限については、食品衛生法とJAS法で定められている内容である。
- ③ 製造物責任法は①の内容で、企業の欠陥商品について無過失責任を規定したもので、廃棄物の処理責任は、「廃棄物処理法」による。